

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会長 田中宏和様  
北河内地域協議会  
議長 谷畑忠博様  
寝大暇地区協議会  
議長 辻井澄夫様

四條暇市長 東 修平

## 2021(令和3)年度 政策・制度予算に対する要請について (回答)

2020年12月25日付けで要請のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

##### (1) 就労支援施策の強化について

<補強>

##### ① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

##### 【回答】

就職氷河期世代への支援につきましては、関係部署と連携して情報収集を図るとともに、ハローワークや就労支援機関などの関係機関と協力し、就労支援に努めてまいります。

<新規>

##### ② 地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

##### 【回答】

本市では、就労支援の充実を図るため、地域就労支援事業として就労支援コーディネーターを配置し、働く意欲がありながら、就労が難しい人（障がいがある・ひとり親・卒業後働いていない等）の相談に耳を傾け、和やかな会話を通して希望を聞き取り、相談者と

の信頼関係づくりを心掛け、庁内関係部署との調整やハローワークの求人の紹介など、相談者一人ひとりに応じた就労サポートを行う無料職業紹介所を開設しております。

<継続>

### ③ 障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇をより一層促進すること。

#### 【回答】

障がい者の雇用を進めるための法律として、障害者雇用促進法が平成28年4月から施行されました。令和2年9月にはハートフル条例も改正され、これまでより障がい者雇用の促進に繋がる仕組みがつくられております。本市では、市内での障がい者雇用に向け、四條畷市商工会と連携を図り取り組んでまいります。また、職場定着に向け、就労支援員や障害者就業・生活支援センターと連携し、就業面、生活面の一体的な相談・支援に努めてまいります。

## (2) 男女共同参画社会の形成（推進）に向けて

<補強>

### ① 女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

#### 【回答】

本市では、女性活躍推進法に基づく四條畷市特定事業主行動計画を平成28年3月に策定し、資料等についてホームページで公表しております。また四條畷市男女共同参画推進計画は平成29年3月に改訂し、令和7年度までを計画期間として計画の推進を図っております。

<新規>

### ② 女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

#### 【回答】

本市では、「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた取り組みとして、四條畷市事業所人権連絡会に周知してまいりたいと考えております。

### (3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

#### ① 「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

#### 【回答】

各労働法制については、関係課や四條畷市商工会と連携して企業への周知を図るとともに、労働者には、広報誌や市ホームページで認知の機会を提供してまいります。また、相談機能については、関係課や大阪労働局、総合労働事務所と連携し、対応に努めてまいります。

<補強>

#### ②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

#### 【回答】

外国人労働者の受け入れ企業に対しては、関係課や四條畷市商工会と連携して周知・徹底を図るとともに、地域で働き暮らす外国人が適切なサポートを受けられるよう、関係課・関係団体と連携を図ってまいります。

<継続>

#### (4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

#### 【回答】

外国人労働者の活躍に向けた就労支援につきましては、関係課と適宜連携するとともに、他自治体と情報共有し環境の整備に努めてまいります。

<継続>

#### (5) 産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支

援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

**【回答】**

人材育成・確保に向け大阪府や四條畷市商工会と情報を共有し、市内企業の魅力の発信に努めるとともに、技能習得の支援が受けられるよう、環境の整備に努めてまいります。

<継続>

**(6) 治療と職業生活の両立に向けて**

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

**【回答】**

本市の健康増進計画であるなわて健康プランⅡにおいては、予防に重点をおいた取組みを進めております。引き続き、大阪府と連携しながら情報提供を行っていくとともに、治療と職業生活の両立に向けて、関係課や四條畷市商工会、大阪労働局ほか関係機関と連携し、支援に努めてまいります。

## **2. 経済・産業・中小企業施策**

**(1) 中小企業・地場産業の支援について**

<継続>

**① ものづくり産業の育成強化について**

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

**【回答】**

ものづくり産業の育成を進めるため、関係機関との連携を図ってまいります。また、市内企業をPRする機会を設けるなど、支援を行ってまいります。

<継続>

**② 若者の技能五輪への挑戦支援について**

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

**【回答】**

技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、関係機関と連携して情報共有を図りつつ、周知、支援等に努めてまいります。

<継続>

**③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について**

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

#### 【回答】

融資・補助制度については、従来からわかりやすい情報発信に努めており、引き続き、広報誌やホームページを通じて周知を行ってまいります。また、融資制度の実施にあたっては、社会情勢の変化や本市の企業形態を考慮しつつ、各制度の利用状況に応じて、大阪府や国に制度の見直しや改善を働きかけ、利用者が活用しやすい効果的な制度融資に向け努めてまいります。

<継続>

#### ④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

#### 【回答】

市内中小企業へのBCP普及促進に向けては、災害時における市民生活にも影響を及ぼすことから、その必要性について四條畷市商工会や関係部署と連携し、BCPの普及促進のため周知を図ってまいります。また、大阪府と情報共有し、「BCP策定大阪府スタイル」の啓発に取り組み、併せて市内事業者の状況把握に努めてまいります。

<継続>

#### (2) 下請取引適正化の推進について

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

#### 【回答】

本市が発注する建設工事や委託業務に関しては、現在、下請代金の遅延や不払い等による契約上のトラブルは聞き及んでおりませんが、業種によっては、一方的な取引停止や限度を超える単価引下げなど、親会社による中小企業への不当な取引の増加が懸念されます。

このようななか、下請企業の利益保護を主旨とした、いわゆる下請二法の趣旨に則り、各種講習会の参加や中小企業庁実施の「経営サポート事業」等の周知啓発に努めるとともに、公正取引の確保に向け、関係省庁と連携を図りながら、行政指導を徹底してまいります。また、適正な価格転嫁ができるよう、国への働きかけに努力してまいります。

<補強>

### (3) 総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

#### 【回答】

総合評価入札制度については、行政の福祉化の観点から、発注業務の内容等を勘案し、本市の実情に即した制度導入の可能性の検討、研究を深めているところでございます。また、公契約条例については、総合評価入札制度の検討と併せ、庁内で議論を重ねてまいります。

## 3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

### (1) 地域包括ケアの推進について

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

#### 【回答】

本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、平成30年3月に策定した「第7期くすのき広域連合介護保険事業計画」及び「なわて高齢者プラン2018」において在宅医療・介護の連携推進や生活支援体制整備事業の取組みを、多職種でのワーキングや各協議会等において協議・検討を行っており、現在、アンケートの集約や分析、市民等の意見をいただき「なわて高齢者プラン2021」及び「くすのき広域連合第8期介護保険事業計画」を策定しているところです。

引き続き、地域及びくすのき広域連合と連携しながら、利用者や被保険者のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、広報誌やホームページでの掲載等で市民への周知啓発に取り組んでまいります。

<継続>

### (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等

とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

**【回答】**

大阪府の健活マイレージ事業“アスマイル”につきましては、本格運用に合わせて市広報やホームページにて事業のPRを行い、登録の啓発やポイントの付与を実施いたしました。今後は、保健センターの事業にとどまらず、健康づくりに関わる市内の他部署、市内団体と連携をとりながら運用してまいります。

SNSの発信につきましては、市公式Twitterや市公式LINEを活用し、サンキュー検診など健康に関する積極的な情報発信を行っております。次年度も引き続き関係機関と協力し市民、特に若い世代へのがん検診の啓発を実施してまいります。

**(3) 医療提供体制の整備に向けて**

<継続>

**① 医療人材の勤務環境と処遇改善について**

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

**【回答】**

本市においては、市立病院などの医療機関を運営しておりませんが、休日診療では年末年始、ゴールデンウィーク中など休日が連続する場合において、原則、医療従事者の負担を軽減するため、連日の勤務にならないように勤務体制を確認しております。

<継続>

**② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて**

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

**【回答】**

医療提供体制の構築については、大阪府が所管する事項ではございますが、大阪府や医療圏ごとの会議体において、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消する取組みが推進されるよう要望してまいります。

**(4) 介護サービスの提供体制の充実にに向けて**

<継続>

**① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて**

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と

連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

#### 【回答】

介護人材の確保と定着、離職防止は大きな課題と捉えており、福祉・介護・労働・教育などの様々な関係機関との連携が不可欠と認識しております。本市では、くすのき広域連合において厚生労働省が示す要件に準じた介護職員処遇改善加算に係る業務を行うほか、福祉・介護人材の確保に向けた取組みとして、大阪府社会福祉協議会が主催する親子で介護サーキット事業に対し、協力・支援を行うなど介護の担い手の育成に努めております。

引き続き、市内で実施する介護人材に関する事業を推進するとともに、くすのき広域連合と連携しながら、介護従事者研修や介護人材確保・職場定着支援に関わる事業の情報提供を行ってまいります。

<継続>

#### ②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

#### 【回答】

地域包括支援センターにおいては、介護が必要な人並びに、その家族やケアマネジャーへの支援をはじめ、地域のニーズを把握し課題解決に向けて検討する地域ケア会議の展開や生活支援体制整備事業の協議体への参加、生活支援コーディネーターとして地域資源の発掘や掘り起し、マッチングするなどの取組み等を行っているところです。

引き続き、介護者やその家族を支えるため、地域包括支援センターの機能強化並びに周知・広報に努めてまいります。

#### (5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

<継続>

#### ①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

#### 【回答】

教育・保育事業につきましては、令和2年3月に策定した第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各年齢等に応じた提供体制の確保を行ってまいります。また、施設整備に際しては、今後、保育需要が著しく増加する場合など、状況の変化に応じて、特定教育・保育施設等と連携しながら、その都度検討を進めてまいります。



<補強>

## ②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

### 【回答】

民間認可保育施設の全園で処遇改善加算を適用し、給与水準等の確保に努めているほか、公立、民間就学前施設の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、並びに学校関係者等を対象に合同研修等を行い、保育・幼児教育の質の向上に努めております。また、公立、民間認可保育施設の代表者が参加する特定教育・保育施設等代表者連絡会議を適宜開催し、ニーズ把握や意見交換を実施しております。

<継続>

## ③地域子ども・子育て支援事業の充実にに向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

### 【回答】

病児保育事業や延長保育事業等の地域子ども・子育て支援事業については、多様な保育ニーズに応えるため、引き続き国が示す補助金額に応じた財政支援を実施してまいります。また、保育士等の確保に向けては、保育士等の子どもの優先入所や、保育士の加配や宿舍借り上げ費用の補助などを実施しており、今後も効果的な支援策を検討してまいります。

<継続>

## ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

### 【回答】

企業主導型保育事業については、児童福祉法に基づき大阪府が実施する立入調査等に本市職員も同行し、保育の実施状況を確認しております。また、企業主導型保育施設の事業者や保護者からの相談等に適宜対応し、所管する大阪府と情報共有を行うなど、保育の質の確保に取り組んでおります。

<継続>

### ⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

【回答】

子どもの貧困対策については、令和元年度に策定した「第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画」を「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として位置付け、そのなかで、学びを支える環境づくりや子どもの居場所づくりに繋がる子どもたちへの支援など、各分野の総合的な取組みを進めていくこととしております。

現在のところ、子ども食堂においては福祉基金を活用していただいております、引き続き、団体等の相談に対応しながら支援を行ってまいります。

<補強>

### ⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

【回答】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により家庭で過ごす時間が増えたことで、支援ニーズの高い子どもを定期的に見守る体制を確保する必要性が有り、学校等との連携は特に強化してまいりました。併せて地域での見守り力や支援強化のための研修や子育て関係機関連絡会での啓発、「オレンジリボン運動」の継続、またホームページ等による啓発を実施しております。また、就学前の親子の在宅での子育ても孤立化することが考えられるため、昨年度より開始した子育て世代包括支援センター事業での保健センターとの連携による切れ目のない支援をはじめ、訪問の機会を増やすため1/2バースデー訪問事業や産前産後ヘルパー派遣事業などの顔の見える支援を実施してまいりました。今後も市民の現状やニーズを把握し関係機関と連携しながら虐待の早期発見や未然防止につながる子育て支援、また対応する職員のスキルアップに努めてまいります。

<新規>

### ⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

**【回答】**

休日については本市の休日診療による対応、並びに夜間については昭和55年から北河内7市で運営する夜間救急センターによる対応を行っており、関係団体の協力を得ながら、小児科の医療提供体制を維持しているところでございます。

医療提供体制の構築については、大阪府が所管する事項ではございますが、大阪府や医療圏ごとの会議体において、小児科の救急医療体制が整備されるよう要望してまいります。

## **4. 教育・人権・行財政改革施策**

<継続>

### **(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上**

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月45時間、年360時間）を遵守すること。

**【回答】**

本市におきましては、令和2年4月に「四條畷市立学校の府費負担教員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定を行うとともに、校長会等で周知するなか、教職員の客観的な勤務時間管理を行い、業務量を適切に管理しているところでございます。

なお、上限を超える教職員が出た場合は、校長と連携し、本人からヒアリングを行い個別対応にあたることとしております。

<継続>

### **(2) 奨学金制度の改善について**

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

**【回答】**

本市におきましては、独自の奨学金制度は設けておらず、既存の奨学金制度については学校を通じ保護者に周知しているところでございます。

### **(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について**

<継続>

#### **① 差別的言動の解消に向けて**

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

**【回答】**

ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせることに繋がる許されない行為であるという認識のもと、引き続き、職員研修や市民啓発を行うとともに、施設担当者とも情報交換を行い、連携を強化してまいります。

**②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて**

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

**【回答】**

本市では、「四條畷市人権行政基本方針」において、性的マイノリティに関する啓発および支援を行動指針に位置づけており、今後も研修、講演会など積極的に取組みを進めてまいります。

<継続>

**③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて**

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

**【回答】**

就職差別の撤廃につきましては、市内事業者で構成する四條畷市事業所人権連絡会と合同で、公正な採用選考の確立に向けた啓発活動や公正採用選考人権啓発推進委員の加入拡大に向けた取組みを、今後も進めてまいります。

また、部落差別の解消につきましては、「四條畷市人権行政基本方針」に行動指針を定めており、引き続き取組みを進めてまいります。

<新規>

**(4)投票率向上に向けた環境整備について**

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

**【回答】**

投票所は、各投票区の実情や選挙人の利便性を勘案し、設置しております。

共通投票所については、二重投票を防止するためのネットワーク構築など、さまざまな課題があること、期日前投票時間の弾力的な設定についても、開始直後と終了間際の時間帯は他の時間帯と比べ、投票者数が少ない傾向にあるため、投票時間を拡大してもその効果は少ないこと、施設側からの投票所設置に伴う公募についても、そのメリットが見当たらないことから、いずれも導入予定はございません。

また、投票方法を自書式から記号式に改めることにより、投開票の簡素化・効率化等が図られることは理解するものの、告示日から選挙期日までの短期間に記号式の投票用紙を準備しなければならず、現実的に実施することは困難であると考えます。

なお、不在者投票手続きについては、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインによる投票用紙の請求に対応した団体もあることから、先進事例の調査研究に努めてまいります。

<新規>

#### (5) ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

【回答】

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝や応援の気持ちを伝える制度であるとともに、税の使い道を決めることができる制度です。これらを踏まえ、本市で受け入れた寄附金については、用途先に応じた其々の基金において寄附者の思いに応えた事業に活用してまいります。

## 5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

#### (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くするための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

【回答】

ごみの減量を目的とした食品ロス削減のチラシを作成し配布するなどの啓発活動を実施しております。また、環境整備につきましては、令和2年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく大阪府の「食品ロス削減推進計画」の策定を注視しております。

<継続>

#### (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解

決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

**【回答】**

昨年度より「フードドライブ」事業を開始し、関係団体の協力を得て、不要食品の回収と、フードバンク大阪への食品提供を行っております。今後、「フードドライブ」の開催や周知の回数を増やすとともに、「食品ロス削減月間」での啓発活動にも努めてまいります。

< 継続 >

**(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について**

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

**【回答】**

消費生活センターの消費者からの相談において、トラブルが起きた際の適切な対応の方法を助言してまいります。

< 補強 >

**(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について**

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。また、アポ電などの特殊詐欺は、特徴として市外局番のまとまった地域で架電されることから、アポ電が発生した場合、警察や関係機関と連携し、より効果的な未然防止対策を図ること。

**【回答】**

特殊詐欺被害の未然防止対策につきましては、出前講座の開催、啓発冊子の配布、ホームページ・広報誌への掲載などにより、情報提供と注意喚起を行っております。また、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生していることも踏まえ、消費者庁・国民生活センターからの情報をいち早くホームページ等へ掲載するよう、未然防止に努めてまいります。

**6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

< 継続 >

**(1) 交通バリアフリーの整備促進**

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅の

エレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

**【回答】**

バリアフリー化促進の観点より、本市では、平成17年度にJR忍ヶ丘駅バリアフリー化事業として、エレベーター、障がい者対応型トイレの設置に対する費用の助成を行いました。

今後、課題となるであろう維持管理については、原則、事業者で実施するものと考えておりますが、各市の状況や社会情勢などの調査・研究から始めたいと考えております。

<継続>

**(2) 安全対策の向上に向けて**

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

**【回答】**

ホームドアや可動式ホーム柵の設置に対する費用助成等については、各市の状況を踏まえ、検討してまいります。また、片町線複線化促進期成同盟会より西日本旅客鉄道株式会社あてに重点要望事項として、鉄道施設の整備促進として該当箇所についても要望をしております。

<新規>

**(3) キッズゾーンの設置に向けて**

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

**【回答】**

保育施設等が行う散歩や園外活動に係る安全性の確保については、保育施設、警察、道路管理者等の関係機関による危険個所の合同点検の結果を踏まえ、注意喚起の看板、ラバーポール、グリーンベルトの設置等の順次施工に加え、事故防止研修の受講や、大阪府の支援を受けての散歩マップ作成を希望施設において進めております。

令和3年度からは、「四條畷市通学路交通安全プログラム」に基づく対策に位置付け、構成機関と連携し、キッズ・ゾーンの必要性等対策を含む交通安全の確保に継続的に取り組んでまいります。

<継続>

**(4) 防災・減災対策の充実・徹底について**

市が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の

把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

#### 【回答】

自治会、自主防災会などとの協働により、市総合防災訓練、防災講演会と出前講座において、市民啓発が進むよう、内容を検討し、継続して取組んでまいります。また、「避難行動要支援者名簿」については1年毎に更新をしており、要支援者の避難をより効果的に支援するため、「個別計画」の策定について継続的に取組んでまいります。

ホームページについては、災害時専用のホームページを準備し、災害情報を見やすくわかりやすい情報提供に努めてまいります。またコロナ等感染症対策にかかわる計画については「新型インフルエンザ等対策行動計画」を国や大阪府の計画に基づき、修正してまいります。

#### <補強>

##### (5) 地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に自治体間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

#### 【回答】

職員だけの初動対応では、限界のあることを認識しており、行政・住民それぞれの役割のもと、迅速な応急対応ができるよう、協力体制を構築してまいります。

帰宅困難者の対応については、主体は学生・生徒・児童が予想されることから、各学校等と連携しながら対応してまいります。

近隣自治体との連携につきましては、関係協定に基づきその連携を深めるよう努力してまいります。

#### <補強>

##### (6) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場



所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

**【回答】**

災害発生時の自主防災組織や消防団等の連携については、日ごろの防災訓練や消防団訓練、大阪府の主催する水防団訓練等を通じ、その連携強化に努めてまいります。帰宅困難者の一時避難については、各事業者の計画に基づき、支援してまいります。

**(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について**

<継続>

**① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について**

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

**【回答】**

土砂災害等のハード対策面については、今後も府へ要望していくとともに、本市としては、バザードの周知や早期の避難啓発などのソフト対策面を重視して取組んでまいります。

<継続>

**②災害被害拡大の防止について**

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

**【回答】**

大型台風等接近に伴う市民の安全確保については、気象情報や大阪府の発する「災害モード宣言」及び各種の警戒情報等を基に市民に早期避難を促してまいります。また、避難所での感染症対策につきましては、内閣府のガイドラインや、大阪府の指針に基づき対策を進めてまいります。

<継続>

**(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について**

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等

の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

**【回答】**

暴力行為防止に向けた啓発活動につきましては、令和2年12月12日から令和3年2月6日までの期間に、鉄道事業者が「暴力行為防止ポスター」を駅構内に掲出されております。今後、事業者から要請があれば、市広報誌や掲示板等での啓発を図り、また、四條畷警察と協力して暴力行為の防止対策を検討してまいります。

<新規>

**(9) 交通弱者の支援強化に向けて**

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

**【回答】**

公共交通としての移動手段の確立については、四條畷市公共交通会議において、住民の移動ニーズ（買い物等）に対応し、持続可能な公共交通の運行をめざし輸送サービスの実現に必要な事項を検討してきたところです。

具体には、本市コミュニティバスの運行について市民アンケート及び利用者調査等の意見を反映し令和2年4月から西部線ではデマンドタクシーの実証運行の開始、10月から東西線の路線延長及びダイヤ改正を行ったところです。今後も利用者視点にたち、安心・安全で、誰もが利用しやすい公共交通の確保に努めてまいります。

併せて、買い物に対し支援を要する方の不便解消や地域内のラストワンマイルの利便性向上に向け、新たな技術を活用した実証試験を一部地域で行い、その成果をもって課題解消に向け努めてまいります。

<新規>

**(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて**

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

**【回答】**

本市における水道事業の経営及び運営は、平成29年度から事業統合により大阪広域水道企業団が担っておりますが、本市といたしましても、水道は社会基盤を支える重要なライフラインの一つであることから、その健全な事業経営及び安定した運営は常に継続されるべきものであると認識しており、いただいたご要望については、大阪広域水道企業団に

お伝えいたします。

## 7. 新型コロナウイルス感染症に関連する要請

### (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

#### ① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

#### 【回答】

新型コロナウイルス感染症に関する検査体制については、大阪府が検査体制整備計画に基づき、実施されているところです。物資の確保や供給体制の整備についても、国からも供給体制が整備されていると聞き及んでおります。

また、医療提供体制の構築については、大阪府が所管する事項ではございますが、あらゆる機会を通じて、必要に応じて国及び大阪府に要望してまいります。

#### ② 感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

#### 【回答】

感染者への対応については、感染症法に基づき、大阪府が適切に対応されていると認識しております。

#### ③ 医療機関への経営支援

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国・大阪府に対して働きかけること。

#### 【回答】

医療機関に対する財政支援については、あらゆる機会を通じて、国及び大阪府に要望してまいります。

### (2) 緊急事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

#### ① PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

#### 【回答】

検査体制の整備については、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の検査体制の基本的な考え・戦略に基づき、重症化するリスクの高い高齢者等の迅速な検査体制を構築することを優先する考えのもと、制度を構築してまいります。

次に、高齢者、障がい者及び子どもを対象とした業務を行う職員については、マスクを供給するとともに、民間の放課後等デイサービス事業所及び保育所等の子どもを対象とする施設従事者には、必要に応じて本市からマスクを提供しております。

感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成については、国及び大阪府の支援事業を実施されていると聞き及んでおります。

#### ②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国に求めること。

#### 【回答】

国民健康保険被保険者である被用者のうち、給与等の支払いを受ける人が新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより労務に服することができず、給与の全部又は一部を受けることができなくなった場合、一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給しています。

なお、本市では国の財政支援措置に沿った制度で行うこととしており、国民健康保険における傷病手当金支給制度については、支給対象者の拡大や支給対象額の増額等を図るよう、全国市長会を通じて国に対し提言を行っております。

また、国民健康保険被保険者以外の方も含めて、新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族への支援につきましては、必要に応じて国、大阪府へ要望してまいります。

#### ③感染者への誹謗中傷や差別・パワーハラの禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症の拡大に不安や恐れが広がる中、感染症の患者、医療、介護関係者やその家族などへの不当な差別などの人権侵害が各地で後をたちません。感染に対する不安や恐怖から感染した人を責めることや、差別、偏見、誹謗中傷することは決して許されることではありません。このような状況から市長メッセージを12月8日に市民の皆様へのお願い「正しい情報に基づいた冷静な判断と人権に配慮した行動を」と題してホームページで発信いたしました。

**④保育・介護施設の事業継続**

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対策等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

**【回答】**

労働を継続するために必要な保育や介護の利用につきましては、コロナ禍の中でも必要であり、国等からも保育や介護のサービスを継続して続けるよう通知文が発信されております。本市としましても、改めて各事業者へ情報提供を行っているところです。

また、保育の提供の縮小については、国等の通知に基づいて、必要に応じた対応を行っております。公定価格の支給や補助金の交付については、国等の方針に基づき、適切に支給を行ってまいります。

**(3)雇用維持と事業継続について**

**①休業要請の根拠の明示**

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

**【回答】**

国や大阪府と連携し情報共有に努めるとともに、周知についても市民の理解が容易となるよう、表現や伝え方などを工夫してまいります。

**②労働者の雇用の維持・継続への支援**

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

**【回答】**

関係課や四條畷市商工会と連携し、事業者や従業員が適切な支援を受けられるよう周

知に努めてまいります。

### ③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

#### 【回答】

四條畷市商工会による相談業務について周知するとともに、大阪府と連携を図り、事業者が適切な支援を受けられるよう努めてまいります。

### ④ 不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

#### 【回答】

生活困難者が抱える多様で複合的な問題については、「なわて生活サポート相談窓口」を設置し、当事者からの相談に応じて庁内関係部署や関係機関と調整を図りながら、生活維持に向けての必要な情報提供及び助言を行っております。

引き続き、市民に対して広報誌や市ホームページをはじめとして、周知・啓発に努めてまいります。

## (4) エssenシャルワーカーへの感染防止の強化について

### ①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

#### 【回答】

社会生活維持に継続を求められる事業者への感染防止の強化については、国全体で取り組むべき事業との認識のもと、あらゆる機会を通じて、国に要望してまいります。

## (5) 教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

### ①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

#### 【回答】

学校運営に必要な消耗品等は、学校はもとより、保健部局とも連携を図り、今後も確保に努めてまいります。

## ②学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

### 【回答】

今後、予期せぬあらゆる事態を想定し、学校が保護者に対し十分に説明するなか、保護者に必要な経費負担を求めることが原則としながらも、その状況ごとの判断をさせていただきます。

## ③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、近隣自治体と連携をとるとともに、大阪府に対しても必要な措置を求めること。

### 【回答】

本市においては、学習指導員をはじめ、学校支援員、介助員、学生ボランティア等を各校に配置し、児童生徒へのきめ細かい指導に当たっているところでございます。また、加配教員増員等必要な措置についても近隣他市と連携しながら、国や大阪府あて、あらゆる機会を捉え引き続き要望してまいります。